(2)　(1)に規定する一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用（㈣の(2)に掲げる費用を除く。）

㈢　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二八条第一項（同法第二八条の二において準用する場合を含む。㈣において同じ。）の規定により国が負担する同法第二七条第一項第一号（同法第二八条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき同項各号に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（㈣の(1)及び(2)に掲げる費用を除く。）とすることとした。

㈣　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二八条第一項の規定により国が負担する同法第二七条第一項第二号（同法第二八条の二において準用する場合を含む。(1)において同じ。）に掲げる費用の範囲は、次のとおりとすることとした。

(1)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第二七条第一項第二号に規定する一時保護の実施に要する費用

(2)　(1)に規定する一時保護の実施に伴い必要な事務に要する費用

4　費用の算定基準（第四条関係）

㈠　3の㈠及び㈢の費用は、厚生労働大臣が定める職員の旅費、備品費、消耗品費等の額を合計して算定するものとした。

㈡　3の㈡の(1)及び㈣の(1)の費用は、厚生労働大臣が地域差等を考慮して定める女性相談支援センターでこれらの規定に規定する一時保護が行われた者（以下この4において「一時保護対象者」という。）一人一日当たりの飲食物費、被服費、保健衛生費等の合計額に一時保護対象者の延べ人員を乗じて算定するものとした。

㈢　3の㈡の(2)及び㈣の(2)の費用は、厚生労働大臣が地域差、一時保護対象者の延べ人員等を考慮して定める職員の給与及び旅費並びに庁費等の額を合計して算定するものとした。

5　厚生労働省令への委任（第五条関係）

この政令に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定めることとした。

6　施行期日等

㈠　婦人相談所に関する政令は、廃止することとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十八号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「子ども・子育て支援法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による保育の実施に関する事務又は子ども・子育て支援法」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第三号中「による住民基本台帳」の下に「若しくは戸籍の附票」を加え、「第八号に掲げるものを除く」を「住民基本台帳に関する事務にあっては第六号及び第八号に掲げるものを除き、戸籍の附票に関する事務にあっては同法第十九条第一項の規定による通知に関する事務に限る」に、「特別永住者」を「特別永住者証明書の交付若しくは特別永住者」に改める。

第四号中「事務」の下に「（前号及び第六号に掲げるものを除く。）、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による在外選挙人名簿の修正等に関する通知（戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正をした場合における当該通知に限る。）に関する事務又は日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）による在外投票人名簿の修正等に関する通知（戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正をした場合における当該通知に限る。）に関する事務」を加える。

第六号中「（昭和二十五年法律第百号）」を削り、「又は」を「（在外選挙人名簿に関する事務にあっては、第四号及び第八号に掲げるものを除く。）、」に改め、「（平成十九年法律第五十一号）」を削り、「在外投票人名簿に関する事務」の下に「（在外投票人名簿に関する事務にあっては、第四号及び第八号に掲げるものを除く。）、住民基本台帳法による住民基本台帳若しくは戸籍の附票に関する事務（住民基本台帳に関する事務にあっては選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知に関する事務に限り、戸籍の附票に関する事務にあっては在外選挙人名簿又は在外投票人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知に関する事務に限る。）、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）による審査に関する事務、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五号）による特例郵便等投票に関する事務、地方自治法による直接請求の署名簿の審査若しくは直接請求に基づく議会の解散若しくは議員若しくは長の解職の投票に関する事務、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）による検察審査員候補者の予定者の選定に関する事務又は裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）による裁判員候補者の予定者の選定に関する事務」を加える。

第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）による固定資産課税台帳の登録事項等の通知に関する事務」を加える。